

いじめ問題対応の基本方針

＜段階とポイント＞

○いじめが発見されて
いない段階

「未然防止の取り組み」推進

○いじめが発見されてから

1 いじめの発見と報告

「迅速に、誠実に速対応」

「報告・連絡・相談」の徹底

「確実な記録・報告」

2 情報収集による全体像の 把握と対応の検討

「事実と気持ちを正確につか
む。」

「具体的に動ける対応策を
検討する。」

「確実な記録・報告」

3 支援・指導方針の一致 と保護者との協力

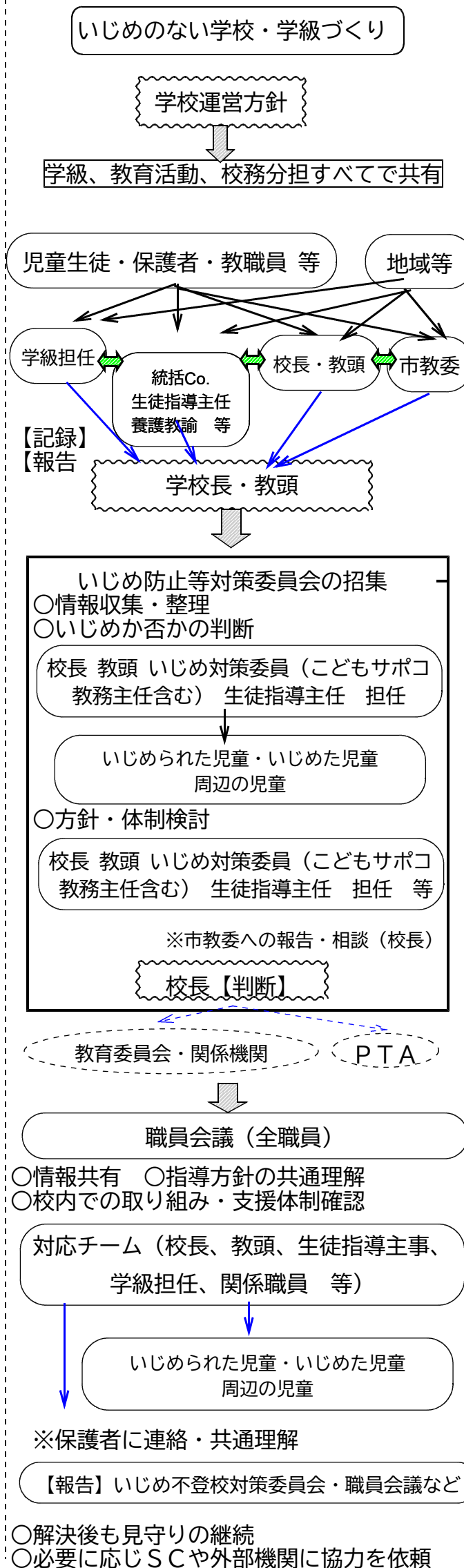
「学校の方針としてぶれない
対応」

「保護者の理解と協力を得ら
れる対応」

4 解決へ 見守りの継続

「ケアとフォローの実施と
継続」

＜対応フロー＞



＜具体的な指導・対応事項＞

○人権教育の推進と、いじめの有無の掌握、対策
・児童の心の教育・人権教育
・相談週間・いじめアンケート
・PCやSNS使用におけるモラル指導
・QU、チェックシート等児童の把握
・全職員による児童の日常の様子把握
・相談先の紹介
（学校相談窓口、育ちあいちの）

・訴えを受け、職員は親身に傾聴。
・発見した職員は、校長・教頭・学級担任に報告。
○校長は、対策委員会を招集し、委員会において、いじめか否かの判断を行う。

○校長は、「いじめ防止等対策委員会」など関係職員を招集し、いじめられている児童を守ることを指示を徹底
・初期対応の指示

○情報収集及び整理
・対応チーム職員が分担し、複数で児童への聞き取りを実施。事実と気持ちを分けて聞く。
＜分担例＞
いじめられた児童→担任・養護教諭
いじめた児童→担任・生徒指導主事
周囲の児童→関係職員 等
・聞き取った事実を照らし合わせ、いじめの構造を把握
※対応チームは児童の状況や事案に応じて柔軟に編成
※「いつ、誰が、誰に対して、何を、どのように」等整理して記録する。記録用紙使用
○指導方針・体制の検討
・指導方針等を検討し、校長は関係職員に対応を指示（いつ、誰が、何を）
・保護者と丁寧に連絡を取り、連携
・学校長は、必要に応じて、PTA・教育委員会、育ちあいちなどの関係機関や、SCr等の専門家に連絡し連携

○職員会議を招集
・状況を共有し、支援・指導方針を確認
・いじめ解消、児童の人間関係修復に向けた手だてを講じる。
○チーム体制での指導・支援・ケア
・対応チームが分担して保護者に連絡し、支援・指導方針を連絡。
・全職員で当該児童の学校生活を見守り、共通理解のもとに、いじめられた児童、いじめた児童等に対する支援・指導及びケアに当たる。
・学校長は、必要に応じて特別委員会を招集する。
○いじめが解決したかは、いじめ対策委員会にて検討し、校長が判断する。3ヶ月何も起こらない 本人家族に聞く

